

大阪労働局発表
平成29年5月17日

【担当】
大阪労働局職業安定部雇用保険課
電話 06-4790-6320

報道関係者 各位

大阪東公共職業安定所における文書の誤交付について

大阪労働局（局長 苧谷 秀信）は、大阪東公共職業安定所（所長 小橋 莊次、以下「大阪東所」という。）における個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

大阪東所において、A事業所に交付すべき雇用保険被保険者資格取得等確認通知書4名分、高年齢雇用継続給付支給申請書・高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（被保険者通知用）2名分、雇用保険被保険者資格取得届1名分、雇用保険資格取得届に係る預かり証1名分を、誤ってB社会保険労務士事務所（以下「B事務所」という。）に交付するという事案が発生した。

※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険資格取得届に係る預かり証には、事業所名、被保険者番号、氏名、生年月日等の個人情報に記載されている。また、高年齢雇用継続給付支給申請書・高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（被保険者通知用）には、上記個人情報以外に金融機関コード・口座番号等も記載されている。

2 事実経過

- （1）平成29年5月9日、大阪東所においてB事務所に雇用保険被保険者関係書類を交付する際、誤ってA事業所の雇用保険資格取得関係書類を併せて交付した。
- （2）同日、B事務所から、「交付を受けた書類の中に違う会社のものが混入している。」との電話連絡があり、この時点で誤交付が判明した。
- （3）同日、大阪東所の雇用保険適用課長がB事務所を訪問のうえ、経過の説明及び謝罪を行い、誤交付した書類を回収した。

- (4) 同日、大阪東所の管理部長及び雇用保険適用課長がA事業所を訪問のうえ、経過の説明及び謝罪を行い、了解を得るとともにB事務所から回収した書類を手交した。漏洩となった当該被保険者に対してはA事業所から連絡するとの回答を得た。

3 発生原因

大阪東所において、職員Cと職員Dが1台の光学読取装置（以下「OCR」という。）を共用しており、A事業所の届出帳票を受付した職員CとB事務所の届出帳票を受付した職員Dが、OCRを使用する際に双方の声掛けが不十分であったことから、職員DがOCRの上にあった読取済み帳票（職員Cが読取作業中のもの）を自分が取扱っている帳票と誤認し、OCR上から取って処理を行った。また、職員C及び職員Dは届出書類受付時にその件数を把握しておらず、書類交付時に受付時件数と合っていないことに気が付かなかった。

4 再発防止策

(1) 大阪東所における取組

平成29年5月9日、緊急幹部会議を開催し、所長より当該事案の事実経過を説明のうえ、今後の再発防止に向けた取り扱いを指示した。

また、速やかに全職員（非常勤職員を含む）に伝達し、個人情報の適切な管理・取扱いを再度徹底するよう指示した。

雇用保険適用課においては、書類受領時に書類ごとの枚数確認を行い、返却時に受領枚数と照合したうえで返却することとした。

(2) 大阪労働局における取組

同年5月19日に雇用保険業務担当課長会議を開催し、情報漏えい事案発生防止、特に、交付する書類内容等を確認する等基本的な作業手順の徹底を図るよう指示を行う。